

本市における特定地域の制度の活用に向けた検討について

1 特定地域の制度

国は、2040 年に向けて、生産年齢人口の減少による介護人材不足や高齢者人口の減少等から、介護サービス提供体制の維持が困難になる地域が生じていくことを懸念しており、必要なサービスを維持・確保することを目的として、「特定地域」の制度を創設した。

この制度は、都道府県が市町村の意向を踏まえて当該市町村のエリア（一部も可）を「特定地域」として指定することで、都道府県等の条例により人員配置基準を弾力化した「特定地域サービス」や市町村が委託によりサービスを提供する「特定地域居宅サービス等事業」の実施を可能とするもの。

なお、国は、特に「中山間・人口減少地域」における「訪問介護」のサービス基盤の維持を課題として考えている。

2 国の考え方

(1) 地域類型

国は、人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を 3 つの地域類型に分類した上で、各都道府県・市町村に対して、「特定地域」の指定の可否など、地域の状況に応じたサービス提供体制の構築等についての検討を求めている。

【地域類型】

大都市部	高齢者人口が 2040 年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する地域
一般市等	高齢者人口が増減し、サービス需要が 2040 年までの間に増加から減少へ転じる地域
中山間・人口減少地域	高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域

(2) 特定地域の指定に向けた流れなど

「特定地域」の指定に当たっては、国が示す基準に該当する市町村に対して、都道府県が指定の可否の検討を促すこととされている。

本市においては、エリア全体としては国の基準に該当しないものの、一部の地域が国の基準に該当する場合、該当地域についての指定の可否を検討することが必要になることから、宮城県より、該当地域の有無の確認及び特定地域の指定の可否の検討を求められているところ。

【国の基準と本市の該当地域】

国の基準		本市の該当地域
1	特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域	旧秋保村，旧広瀬村， 旧大沢村，旧根白石村
2	「75 歳以上人口密度＝5 人/km ² 未満」又は 「75 歳以上人口＝1,000 人未満かつ減少」である地域	広陵中学校区
3	訪問介護など、特定のサービス類型の事業所が「ない」又は 「残りわずか、かつ、当該事業所が廃止を検討している」地域	生出中学校区， 松陵中学校区，館中学校区

3 本市における検討

(1) 該当地域の状況

国が特にサービス基盤の維持に課題があると考えている「訪問介護」について、該当地域のサービス提供状況等を確認した結果、該当地域のエリアの内外からサービスが提供されていることで、本市の他エリアと比較しても遜色ないサービス提供量が確保されているなど、現時点で、サービス基盤の維持に課題があるような状況は見受けられなかった。

【該当地域における訪問介護のサービス提供状況】

国の基準		本市の 該当地域	サービス提供状況等(令和8年4月実績)		
			利用者1名当たり サービス提供日数	サービス提供事業所数	
				該当地域内	該当地域外
1	特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域	旧秋保村	17.64	1	12
		旧広瀬村	15.23	8	32
		旧大沢村	18.14	5	38
		旧根白石村	17.04	9	43
2	「75歳以上人口密度＝5人/㎢未満」又は 「75歳以上人口＝1,000人未満かつ減少」である地域	広陵中学校区	10.27	0	9
3	訪問介護など、特定のサービス類型の事業所が「ない」又は 「残りわずか、かつ、当該事業所が廃止を検討している」地域	生出中学校区	19.73	0	16
		松陵中学校区	14.06	0	21
		館中学校区	11.91	0	18
—		(参考)全市	16.44	—	—

(2) 特定地域の指定の要否など

本市においては、現時点では、直ちに国が懸念しているような介護サービス提供体制の維持が困難になることはないものと考えられることから、特定地域の制度が開始される令和9年度当初からの制度の活用は行わない旨を、宮城県に対して伝達する。

一方、訪問介護をはじめとしたサービス基盤の維持については重要な課題であることから、次期計画期間においても、引き続き、該当地域におけるサービス提供状況等の把握に努めるとともに、他自治体における特定地域の制度の活用状況などを注視していくこととする。